平成２２年（フ）第１２４号
長崎県佐世保市広田１丁目34番40号　森川アパート101、旧住所長崎県佐世保市中原町３番12号　中原ハイツ201
債務者　篠原　友美（旧姓大樂院）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
長崎県東彼杵郡川棚町下組郷373－６、住民票上の住所長崎県平戸市田平町小崎免666番地
債務者　桃田　光弘
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
長崎県佐世保市白岳町423番地　サニーガーデン202、旧住所鹿児島県熊毛郡屋久島町安房1965番地17
債務者　森川　　晃
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
長崎県佐世保市長畑町962番地１
債務者　磯木　珠美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
長崎県佐世保市早苗町516番地10　コーポ吉牟田102、旧住所長崎県佐世保市早岐２丁目43番11号　ラ．ベルビー503号
債務者　下川五百子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
長崎県佐世保市桜木町５番28号
債務者　猪俣サヨ子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
長崎県佐世保市干尽町60番地　1105号、旧住所長崎県佐世保市大黒町34番22号
債務者　森　　則子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
静岡市葵区沓谷３丁目４番15号　メゾンブルージュ沓谷201号、旧住所静岡市葵区平和３丁目８番16号
債務者　海野　真弓
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時　静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４１号
東京都八王子市並木町16番12号青ビル301号
債務者　中山美和子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７号
和歌山県田辺市本宮町大居1047番地
債務者　平野　厚子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後２時30分　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第２４１号
静岡県浜松市北区三ヶ日町下尾奈55番地の３レジデンス湖北302号室、前住所静岡県浜松市北区三ヶ日町日比沢272番地の３
債務者　久米美智昭
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
静岡県浜松市南区四本松町402番地の１、住民票上の住所静岡県浜松市中区常盤町143番地の36
債務者　奥山　廣司
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
静岡県浜松市中区曳馬６丁目24番１－102号ラフォーレ四ツ池公園一番館、前住所静岡県浜松市中区龍禅寺町387番地の２　グランコート龍禅寺401号
債務者　浅野　幸弘
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
静岡県浜松市中区曳馬６丁目24番１－102号ラフォーレ四ツ池公園一番館、前住所静岡県浜松市中区龍禅寺町387番地の２　グランコート龍禅寺401号
債務者　浅野　孝子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷1250番地８
債務者　平石　英紀
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係